

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会（第14回）議事録

1 日 時 平成19年3月20日（火）14時00分から15時30分

2 場 所 総務省統計局 7階中会議室

3 出席者

構成員：竹内啓座長、大橋豊彦委員、小川直宏委員、土屋隆裕委員、新村保子委員、舟岡史雄委員

総務省：川崎茂統計局長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、清水誠経済統計課長

4 議 題

(1) 「個人企業に関する経済調査」に関する意識調査の結果について

(2) 報告書について

(3) その他

5 配布資料

(1) 「個人企業に関する経済調査」に関する意識調査の結果について（結果概要）（未定稿）

6 議事録

竹内座長 それでは、第14回の統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会を始めさせていただきます。

本日の議題は、最初に試験調査である「個人企業に関する経済調査」の意識調査の結果についての報告です。本体調査も結果に入っています。

それから、業者ヒアリングの結果及び調整状況についても、若干報告があります。

今日のメインの議題は、第2の「報告書について」であります。この報告書については、原案は皆さんのところにあると思いますが、それについていろいろご議論いただきたいと思っております。

それでは本日の第1の議題について、事務局からご説明をお願いいたします。

飯島課長 まず資料1の意識調査の結果について結果概要をまとめましたので、簡単にご説明させていただきます。

これは、試験調査の調査対象になった個人企業に対して事後的に調査をかけたもので、取りまとめが遅くなり恐縮ですが、2ページ以降、主なものをグラフ等に示してございます。

試験調査全体の回収率は、約56%という状況です。2ページですが、ほかの意識調査と同様に、国・都道府県がよいか、民間がよいかという聞き方をいたしまして、試験調査の方が本体調査よりも「どちらでもよい」という回答、さらに「民間がよい」という回答が比較的多くなっているという状況で、その理由は何かということは、今までご覧いただいた意識調査とほぼ同様の結果が出ております。

それから、4ページのところに、調査員の対応についての評価というのがございますが、ここをご覧いただきますと、相対的に見ると、本体調査の方が試験調査よりも若干よい評価が高くなっているというようなところでございます。

6ページですが、会社別の比較ということで、試験調査Bについて、会社別に調査員の対応についての評価、3つばかり質問を並べてございましてグラフにしておりますが、やはり調査結果と同様に、この調査員の対応についても会社によって少し評価が食い違っているということで、広島が少し評価が悪く、「あまりそう思わない」という回答が比較的多くなっている状況です。

主なところをご紹介させていただきました。

それから、あわせて、委員の先生方には委員限りということで、業者ヒアリングの概要というペーパーをお配りしてございます。

飯島課長 日経リサーチについては3月12日にヒアリングをした結果で、竹内座長、土屋委員、新村委員にもご出席をいただきました。

概要は、後ほどご覧いただければと思いますが、まず、業者からの報告事項ということで幾つかございました。調査のやり方自体がもう少し何か変えられるのではないかというような意見的な指摘がありました。

2ページの方ですが、費用については、かなり当初の見積もりよりも安く落札をいたしまして、結果的にもコストがかなりかかってしまったということでした。それから、今後の統計調査の受託可能性ということといえば、今回の規模であれば受託可能であるけれども、問題はコストであろうということ等がございます。

質疑応答の中で、業者の回答として、例えば調査員は登録している調査員であって、今回の試験調査で使った調査スタッフというのは全員、経験豊富な、国・官の方の調査経験もあるという話がありました。

概略は以上でございます。

それから、もう1つ最後の横型の委員限りの資料で、受託事業者からのヒアリング結果の概要を表の形に取りまとめてございます。これは、前回の研究会でヒアリングをした4社と、それから今ご覧いただきました日経リサーチの計5社を一覧表にしたもので、これもご参考までにご覧いただければと思います。

最後に、資料はございませんけれども、もう1つ、平成19年に実施いたします就業構造基本調査と全国物価統計調査の地方公共団体における民間開放の取り組みの状況でございますが、2月の県議会では、福井県で事務処理特例条例が制定されました。これは、民間、県下の市・町、福井県の場合は村はございませんので、すべての市・町を対象に指定の調査員の設置等の事務を委譲するというような内容の条例でございまして、民間開放も視野に入れたという形で事務を委譲するというものでございます。

それを受けまして、市・町の方で実際に民間開放をするかどうかということにつきましては、それぞれの市・町の事情、それぞれの自治体においてこちらから提示しておりますいろいろなモデル例等も勘案しながら、今後判断されるという状況でして、我々の方も、緊密に連携をとりながらいろいろな情報を提供していくというような形で進めているという状況です。

私からの報告は以上です。

竹内座長 ただいま挙がった点、幾つかありましたけれども、何かご質問、ご意見ございますか。

新村さん、土屋さん、先週のヒアリングの件についてはこれでいいですか。

新村委員 おもしろかったですね。

舟岡委員 しっかり調査した2社の、帝国データバンクと日経リサーチは実際にかかった費用が420万円程度で、見積額も大体その程度と想定していたのは、やはり相場観はそこら辺にあるということなんでしょうかね。

竹内座長 そこまでいなくても何とかなるだろうという印象でしたが、とにかく200何十万では全然足りないということですね。ですから、やはりかなり足りないというのは本当だと思います。その落札価格ではですね。

それから、日経リサーチのヒアリングのときは、非常に先方からの提案があって、これは無

駄ではないかという意見がいろいろありました。しかし、無駄と言っても無駄とは言えない部分もあるはずだということを申し上げましたが、何か文房具などは非常に細かく決めており、もっと合理的にできるのではないかという話がありまして、それはそうかもしれないなと思いました。

舟岡委員 NTT西日本 - 中国が、実績の金額が223万円と低くて、北海道が330万で、帝国データバンクと日経リサーチが420万で、回収率や記入状況と金額をプロットしますと、何かきれいに相関が出てきそうですね。

竹内座長 そうですね。

それから、それほど大きな差はないけれども、意識調査の結果もやはり大体それに比例しているところはありますよね。やはりNTTが少し説明不十分だったことはあるようです。

新村委員 そういう意味では、総合評価方式というのがマストであるという感じを日経さんはおっしゃっていました。

竹内座長 よろしいでしょうかね。よろしければ、今日のメインの議題である報告書についてご説明いただけますか。

飯島課長 委員限りで報告書の素案をお配りしております。

先生方には、もう少し前の段階の、さらに基になるような案を事前にお送りいたしまして、短い時間でご意見をいただきましてありがとうございました。できる限り先生方からいただいたご意見について反映したつもりですが、まだ十分に反映できてない部分もあるかと思えます。こちらで趣旨を十分くみ取れなかった部分等もございますので、何かそういう点がございましたらまたご意見をいただきたいと思えます。特に、大きな論点で問題がある点を中心にご意見をいただきたいと思えます。

本日お配りいたしました資料の「はじめに」というのが2枚ついておりますけれども、これは竹内座長にご用意いただいたものです。

これは初めて委員の先生方はご覧いただく形になると思えますので、まず、この「はじめに」のところを十分にご議論いただきたいのと、もう1つは、最後の第6章のところはまだ文章がございません。まだ、方向性ということで、事務局で素案をまとめるよりはまず先生方にもう少し、この6章でどういうことを記述すべきであるかということにつきましてご議論いただいた上で、文章に取りまとめてまいりたいと考えております。そういう意味で、この第6章についても、十分ご議論をいただければと思えます。

残りの第1章から第5章のところ、文章化したところにつきましては、文章化したという関

係で大分量が多くなっておりますので、この場ではなかなか十分なご議論もいただけないのかなというようにも思っております。先ほど申しましたように、先生方から以前いただいた意見がまだ十分にくみ取れてない部分、あるいは大きな論点で問題になりそうなところ等につきましては、また事後的にご意見をいただければというように考えております。

大変短い日程で大変申しわけないのですが、もしご意見がありましたら、具体的なこんな形で直したらいいのではないかと、そのような案も一緒につけていただいて、今週中に、恐縮ですが事務局の方にご意見をいただきたいというように考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

竹内座長 「はじめに」ですが、実は私が原案を書いて、事務局に提出して、いろいろと局長のご意見などもいただいて、少し手直しをしましたが、基本的には私の考えです。

中身は皆さんのご意見をまとめるということが本来の趣旨ですから、今日は少し、この文をゆっくり読んでいただいて、いろいろとご意見をいただきたいと思います。

趣旨としては、新統計法の基本理念です。統計法案は国会に提出されているのですか。

川崎局長 もう提出済みで、来月には審議に入ってほしいと期待しております。予測がつかせませんが、それぐらいのペースだと思います。

竹内座長 その統計法案ではいろんなことが書いてあるのですが、その基本理念としてかなりきちんとした理念が書かれていまして、その理念に沿った、要するに統計をつくるということが一番基本的な目的でありますから、民間開放に当たってもそのことは明確に認識しておく必要があるということを最初に書いておこうということなんです。

そういうことからして、いろんな統計法の規定もありますから、そのことをいろいろ考えると、統計調査全部を民間開放というか民間に委ねるということにはできないのだろうと思います。ということを最初に書いています。

しかし、そういうことは、別に自治事務とかその一部を民間開放することを妨げるものでももちろんないわけですし、一方、それを民間開放する必要性というのもしいろいろと今後増すであろうということがありますので、民間開放の基本的なあり方を決めておくことが必要であるというのが全般的な認識です。

その場合に、基本理念に則って民間開放を進めていくためには、基本的な条件があるので、その条件として3つ書いておきました。

その1つは、統計の正確性、信頼性の確保及び維持・向上ということで、高い精度を保たなければいけないというのみならず、様々な調査の手續とか手順とかというようなことについても

きちんとそのとおりやられることがかなり大事だと考えております。そういうことが必要です。

それから、秘密の保護、これは当然ですけど。

もう1つは、やはり情報流用の禁止ということで、得られた情報を他の目的に流用してはいけないということは明確にする。あるいは調査が終了した後で、それをとっておいてはいけないということを明確にしておく必要があると思います。

その3つを一応原則としている。しかし、そういう条件を守りながら、民間開放によって効率化をするということが重要ですけども、そのために受託事業者に経験と専門知識が必要であると、あるいは受託する企業の実績や信用も大切であると。そこで、安易に価格競争を持ち込むことは多分危険であるということヒアリングの結果を見て思いましたのでそう書きました。

ですから、そういう意味ではやはり一定のコストがかかるということは前提として考えていただかないと困るのであって、どのようにその企業の実績や信用をうまく考慮し、業者を選定するかということは真剣に考えなければいけない。

現状で考えると、いろいろ世論調査とか信用調査あるいはマーケティングなどの分野で実績があり、それなりの経験と信用を持つ企業というのは現在でもあるわけです。試験調査に応募していただいた企業もあるわけですが、そういう企業であっても、持っている経験と公的調査、国の調査のような公的統計の調査では、いろいろと前提条件が違うところがあるので、すぐにはその経験がそのまま生かせない面もあるので、やはり効率よく信頼性の高い統計調査を生み出すことができるような民間企業が増えていくためには、今後、環境を整備して少し時間をかける必要もあるだろうということで、そういう意味で着実に検討していかなければならないと書いてあります。

この報告書は、総務省統計局が所管する統計調査の民間開放についての具体的な検討や議論に基づく、研究会としての提言であるけれども、こういう方針はなるべく統一的であることが望ましいので、こういうことについてほかのところでもいろいろ参考にして、具体的な手続をしていただきたいというわけです。

そういうことで、いろんな方々からのご議論なりをいただければ、統計調査民間開放のあり方についての考え方の指針になれば幸いであるというのが、この全体の趣旨です。細かいところのご議論があるかもしれませんが、文章は別として、こういう考え方についていろいろご意見がありましたらいただきたいと思います。

大橋委員 内容はごもっともで、これで私はいいと思っていますが、この研究会というのは

いわば局長の私的懇談会という性格であるとなると、政府がこれまで私的懇談会における意見のまとめについては、政府の政策に直接影響するような審議会まがいのような表現は避けていたただきたいというルールができていたと思います。だから、この先生がお書きになった文章でいうと、例えば2ページで「研究会としての提言であるが」と書いてありますけど、多分これは、政府が各省庁に示したルールに照らしてみると、やや問題があるのではないかと思います。

そのルールでは、研究会の委員それぞれの意見をまとめたものが報告書だ、という位置づけをなささいということだったと思います。恐らくは、このような研究会の提言として書くというのはあまり望ましくないというルールだったかと思います。

川崎局長 言葉としては確かに少しきついかもしれませんが。集合として1つにまとめるといいのいいのかどうかという議論も確かにあったと思いますので、ひょっとしたら、この提言という言葉を書くと大橋先生がおっしゃったような誤解が出るのかもしれませんが。その文言は考えてもいいのかもしれないとは思いますが。

ただ、各先生方のいろいろなお知恵を集めてまとめた報告であり、また、最後はこうしたらいいのではないかとおっしゃっていただいているので、そこで提言ということ自体は趣旨としては間違っていないのかなと思います。もし審議会的な提言と誤解されるような感じがあったら、ここの表現をもう少し考えてもいいのかもしれないとは思いますが。

竹内座長 大橋さんのおっしゃることはごもっともですが、私はあまり気にせずうっかり書いてしまいましたが、この提言という意味はもちろん一般的な提言というつもりではなくて、局長の私的諮問機関であれば、局長に対するいわば答案としての提言であって、別に外部に対する提言という意味ではないですから、提言という言葉がよろしくなければ、研究会としての意見をまとめたものであるわけですから、具体的な検討議論に基づいて意見をまとめたものであるが、と書いておけばそれで済むかもしれませんが。

大橋委員 私的諮問機関というのは、私的諮問機関として組織・機関としての意見を提案してはいけませんと。私的諮問機関に属しているそれぞれの人の意見を集合しただけにすぎないと、そういう位置づけになささいというのが政府から示されている方針だったと思います。

川崎局長 例えば、研究会における議論の取りまとめ、といった表現なんではないかな。そこら辺は誤解のないようにしたいと思います。

大橋委員 そこは考えていただいて。

竹内座長 そうすると、例えば「この報告は、総務省統計局が所管する統計調査の民間開放に関して、研究会として具体的な検討や議論をまとめたものであるが」という程度にしておき

ます。

大橋委員 そんな感じでしょうかね。

川崎局長 大橋先生のおっしゃるように、よく最近は審議会まがいのもので何かやっているということでご意見があることは事実ですので、そういうことのないようにここは表現をよく検討したいと思います。

新村委員 ワーディングはもちろん検討していただきたいのですが、総務省のこの研究会が民間開放を先行しているのは事実でございますので、各省にぜひ参考にしてほしいと思います。それはぜひ書いていただきたいということで、それが提言という言葉を使えとかそういうことではないし、政府全般に対して建議するというわけでもなくて、せっかくこれだけ皆さまが長い期間をかけて議論をしてきました。他省庁はやってないわけですから、ぜひそれを各省庁に広く参考にしていただくようなものという位置づけを、この「はじめに」の中でしていただきたいと思います。

竹内座長 そういう点では「政府におかれて」のところは、もう少し別の表現ができないかなという気がしています。発注者がどの機関であるかを問わず、共通的に有効であると考えられるので、関係機関におかれてはとか、このような表現の方がいいと思います。

新村委員 各省がそれぞれご検討になる際にぜひ使っていただけたら幸いです、ということだと思っております。

川崎局長 確かにそうですね。むしろ関係機関におかれてはと、今、竹内先生がおっしゃったような表現が適切であろうと思います。

竹内座長 それはこの文章の位置づけですが、内容につきまして何かご意見がありますか。

私が原案を書かせていただいたときに、3つ条件を挙げてあります。秘密の保護というのはいつも出てくるのですが、それはプライバシーの保護ということとか、プライバシーでなくても企業の機密を保護しなければならないでもいいのですが、やはり1と3も大事だと思うのです。つまり正確性、信頼性を保つために一定の手順・手続をきちんとやってほしいということがないと、成果物だけあればいいという議論で実施されては困るので、そこのところはやはりきちんとした方がいいということが1つと。それから、情報は単にそれを個別情報をよそに漏らすな、ということではなくて、情報そのものをほかの目的で使うことを絶対に禁止しなければいけない、ということがあると思うのです。ですから、業務終了後、いわばその情報を所有していること自体がいけないわけで、一時的に管理することは当然必要でありますけど、その得られた情報は決していわば業者のものではないので、情報というのはコピーをとれますから、

全部成果を国に納入しても残しておくことは幾らでもできますから、それはやってはいけないということをはっきり書いておいた方がいいのではないかと思います。後からトラブルが起こらないためにですね。

そのことを特にわざわざ3つの条件を出しておいたことは私としては強調したかったことです。

新村委員 さっと読んだときにはあまり気にならなかったのですが、今、先生の追加ご説明があって気になったのですが、手順・手続の重要性というところでございますね。この間、日経リサーチとお話ししたときにも若干、先生と私でニュアンスが異なっていたと思うのですが、私は、手順・手続というのはその目的さえ共有されていれば、そのやり方についてはやはり民間が工夫できる部分であるということをおの間も申し上げたと思うので、機能的にといいですか、なぜそういう手順をとるのかということについての重要性が共有されていれば、あまり厳しくそこを縛ってしまうと民間開放が難しくなるなということをおの間も申し上げましたけれども気になっております。

今さっと読んだときにはあまり気にならなかったのでもいいかなとは思いますが、今、追加のご説明があって、あまりそこを厳しくいうとやはり民間が自由に動けないかなと思ってしまったのですけれど。

竹内座長 私はその点は新村さんとちょっと違ってですね。この間何が違ったかというところ、何度も行かなくてもいいではないかという議論があったので、やっぱり3度行けということが決まったら3度行くべきだということに思うのですね。

というのは、その限りではそれはあんまり結果に影響はないでしょうと民間が判断しても、やはりそういうことの手続をきちんと決めたとおりやるということが、長い目を見たときにその信頼性を確保する一番大事な面がありますからね。例えば代替標本のとり方とかいうこともこういうようにやって、次はどうするという手続を決めたら、やはりそのとおりやっていたらなければならないので、「いや、こういうのは簡単にとれるからこっちは行ったよ」ということでやられては、そのときは一応成り立っても、その統計の全体の信頼性を確保するためには困るので、やはりこういった手続をきちんと守る必要があると私は思っているのですよ。

新村委員 代替標本のタイミングとか、そういうところさえきちんと確保されていれば、どういうように行くかは民間が決めればよい。ついでに行こうとかですね。

竹内座長 それはそれでいいですけど。例えば、3回行かなくても2回でもいいじゃないかと、隣で済ませればいいんじゃないかとやられては困るわけですよ。

新村委員 隣で済ませばというのは、サンプリングのそもそもが間違っているわけですから、重要性を共有してないわけですね。

竹内座長 だからそういうサンプリングの手続きは決まっているわけだから、やはりその手続きはきちっと守ってもらわないと困るということです。

新村委員 この間、名簿をつくるだけに1回行って、そのときについでに調査票を渡せるところは渡してはどうだろうかという意見がございましたよね。

舟岡委員 いや、それは無理ですよ。

竹内座長 それはね、そのとおりやるかどうかわからないし、もしそういうことをやっていくということになると、かなりルーズになるケースがありますから、やはり所在の確認というのも一段階でやるのは必要だと思います。もし、それがまた本当に必要ないなら、それはそうしなくてもいいというルールを改めて決める必要があると思いますよ。そこは、民間の判断でやられては困ることですよ。

舟岡委員 所在の確認は非常に重要な意味がありまして、その調査に対する協力を要請することに加えて、対象が本当に実在しているかどうかを確認することでもあるわけです。

新村委員 そのついでにできることがあればやってもいいのではないかというのが、この間のヒアリングの対象者のお話だったんですよね。

舟岡委員 でも、準備名簿をきちんと整えておかないと、サンプリングのフレームがゆがむでしょう。

川崎局長 今回の個人企業の試験調査について、どういう結論にさせていただいてもそこは議論にお任せしたいと思いますが、1つだけ補足的に申し上げれば、実は私どもも新村先生と同じような意識を持って一度竹内先生ともやりとりをした経緯がございます。そののところをもう少し誤解のないように表現するにはどうしたらいいかなと思いましたので、この文章全体としては、高い精度が保たれなければならない、そのことの必要性にも業者に認識してほしいし、そのために精度を確保するために必要な手順だということもきちんと認識してほしいということが大事だと思います。

もしも、この決められた手順が冗長であるとかそういう意見があるのであれば、そこは言うてくれ、ちゃんと相談して、我々も納得して、それがいいよというのであればそれでやってもいいということだろうと思います。ただ、今議論がありましたように、いきなり勝手にやられても困ります。そういう意味で、大きな目的としての精度を確保するという認識が共有できているということがエッセンスなのかなと思いますので。

竹内座長 ただ、その場合に、実はその手順・手続というものがそのために必要だということとを十分認識、経験があまりないと認識していないかもしれませんから、そのために必要なんだということをきちんと初めから書いておかないと、結果さえよければいいでしょうと思われては困ると思うのですよ。

新村委員 やはりこの前のご説明では少し冗長な手順を踏んでいると、私は受けたんです。

竹内座長 私の印象では、向こう側があまり国の統計調査のあり方についての認識が少し違うなという感じでしたね。

舟岡委員 やはり長い経験に裏付けられた合理的な手順が一応現段階で固まっているのでしよう。

新村委員 あまりそれをリジットに言えば、民間の創意工夫は出てこないわけですね。

竹内座長 民間の創意というのは、十分経験を積んだ後で提案してもらうのは結構ですけれども。

新村委員 みんな同じ文房具を使うなんて意味ないじゃないですか。これまでの手順として、それをやっているわけですよ。

竹内座長 それは手順・手続の中には入らないです。文房具なら何を使ってもいいです。

新村委員 それも手続の1つだと民間は思うわけですよ。今局長がおっしゃったように、やはり目的、この手順をとっていることの目的というものをきちっと共有しましょうということとで考えるということでもいいと思っています。

竹内座長 いや、それはなかなか簡単でないと私は思っているのですよ。というのは、利用者側の立場から見ても、どこがどうやっているかということがきちっとわからないと、データが信頼できるかどうかわからないわけで、これはしかるべき手続をとってきましたと言われても、しかるべきとはどういうことを理解しないと、それは、本当は利用する側もよくわからないところがありますから、それは私を信じてくださいでは困るのですよ、業者の方が。

新村委員 どういう手順でやったかというのはクリアに出させるということはもちろん重要だと思います。ただ、それがこちらがセットしたものである必要があるかどうか。

竹内座長 いや、それは事前にやはり決めたとおりでやっていかないと、事後報告では困ります。

新村委員 こういうようにやりたいということを持ってくればいいいわけですよ。何でやるなり、その大きい変化だったら企画書に入りますし。

舟岡委員 それが共有するということでしょう。

竹内座長 だから、それはその手順・手続は何もはじめから国が決めたもので全部押し通す必要はないので、ここはこう変えたいという提案があれば、そういうことは契約の段階のネゴシエーションで変えることは可能だと思います。でも、それはやはり初めに決めたとおりにやっていたかかないといけないので、初めに決めるときに意見をいただくのは結構です。現場に行ってから、やはりこうした方がいいと思うのだけど、というのは困ると思いますよ。

新村委員 それはおっしゃるとおりだと思います。

川崎局長 発注者の側としても、全くリジットにもうこれで絶対変えませんということではなくて、そこはもちろんキャッチボールしながら、本当に合理性があるものであれば、それはいい提案だったら採用することだって当然あり得ることだと思います。だから私は、新村先生がおっしゃっていることと竹内先生、舟岡先生がおっしゃっていることは、どこに力点を置いてものを言うかというような違いかなと思ひまして、大きな違いではないのではないかという気がしております。

新村委員 さっと読んだときはあまり気にならなかったのですが、そちらだけ重視をすると少し問題かと思ひます。

竹内座長 新村さんがおっしゃるのはよくわかります。ただ、原則としてやはりそれは手順・手続というものはきちっと守るものだという事は書いておいた方がいいと思ひます。そうしておかないと、結果オーライでは困るのですよね。そのことは申し上げたい点です。

新村委員 結構でございます。

舟岡委員 1点いいでしょうか。次の条件が厳格に守られるように、ということではないのですが、最初に、公的統計の理念として、社会の情報基盤をつくる基になっているのだということをおうたっています。精神的な規定になるのかもしれませんが、そういう社会の情報基盤をつくるその役割を担っているという意識を持ってもらわなければいけないということは必要ありませんかね。というのは、自分のところで政府の統計を担当したという看板がほしいために、1回だけ統計調査行ってその次以降はやりませんということになりますと、統計がきちんと社会の情報基盤として維持されない惧れがあります。それは極めて精神的なものなので、書きづらい面ではあると思ひますが、そのような意識で臨んでもらわなければいけないと強調したいです。広告宣伝のためだけに参入してくる業者は出てくると思ひますから。

竹内座長 むしろ、それはまじめな企業を選ぶということでもいいという気がします。民間企業に対して、そういうことを要求するのはなかなか難しいと思ひます。例えば、それは何でもそうですよ。宮内庁御用達のお菓子とか。あれは宮内庁にいいお菓子を持ってきても、それ

を宣伝に使っては困ると言いたくても、それを書くのをやめさせるわけにはいかないでしょう。そういうことを言っても、それがいい仕事をするための一種の励みになるなら構わないと思います。

舟岡委員 いやいや、継続してくれれば良いんですがね。

川崎局長 多分、先生がおっしゃっているのは、例えば専門家の倫理綱領とかそういうようなタイプの崇高的なところが書けたらいいのかもしれませんが、ここで書くのがいいのかどうかという気はします。書くとしても、せいぜい何とかを期待するというような表現であって、しなければならぬとは書きづらいところです。

竹内座長 逆に言えば、宣伝に利用できるからこの仕事をずっとまじめにやるということであつたらそれでいいわけですからね。つまり、ずっと政府の統計調査をきちんとやっていますというのを宣伝に使って、したがって民間の信用調査も引き受けますというようにやられるのは構わないと思うのですよ。

小川委員 2ページ目の、「適格な参入企業の増加を期待して」とあるのですが、そうすると、舟岡先生のおっしゃる適格というのは、そういうしっかりとした意識を持って、一発だけじゃなくて、重要な調査を担っているという意識を持ってという意味での適格なんですかね。これは、今の崇高な倫理を持った企業が参加するということなんですかね。

竹内座長 いや、崇高な倫理を持たなくても、まじめにやってくれさえすればいいと私は思います。民間企業というものは、仕事をまじめにやるのが大事。まじめにというのは、つまりそこに求められているサービスを、なるべく質のいいサービスを提供することさえあればいいのです。

小川委員 基本的には、市場化ということは、フリーエントリーだし、フリーエクスプトだから、中にはそういう業者も混じっている場合もあるわけですよ。

竹内座長 混じっていても、その企業が、その限りにおいていい仕事をしてくれれば、まあそれはそれでいいということです。

新村委員 理念でスクリーニングしてはいけないと思いますね。要するに、理念を持っているか持っていないかということで。それは必要ないことですよ。

舟岡委員 でも、こういうことがありえるのではないのでしょうか。一発知名度を上げるために低い価格で落札しますと、その落札価格がベースになって、次回の調査の予算算定の根拠になってしまいます。

竹内座長 だからそれは、入札について、価格だけでやってはいけないということを入れる

べきだと思うのですよ。それは必ずしも知名度を上げるためだけではなくて、特定の情報がほしいと、これを使って何か別のことをやってやろうというような業者がいる可能性もある。

舟岡委員 それについては記載されていますから。知名度を上げるために、要するに広告宣伝費でカバーする場合があります。

竹内座長 その場合でも、極端に低い価格はよくないという話があるでしょう。知名度を上げるために、工事を1円で落札するということがありますよね。

舟岡委員 いや、それは後々のいろんな利益を期待してなんでしょうが。

竹内座長 だけど、この場合だって異常に低い価格で落札したときには、その動機について疑うことは十分あり得ると思うのですが。

川崎局長 なかなかそうは言っても、微妙に低いただけですと、はじくことは難しいです。これは現実にはあるとは思いますが。1円入札だとはじけるとは思いますけれども。

竹内座長 それはしょうがないですよ。申し上げたいのは、崇高な理念を持った企業でなければいけないと書いても、実は不純な動機ですと言わないから、しょうがないでしょう。それを見抜くのは難しいです。頭の中でどう思っているかというのは、それは適格というような言葉で表現するよりしょうがないのではないですか。

舟岡委員 そうすると、「政府におかれては」というときに、関係機関ということですが、本当は財務省とか予算当局まで、ある程度ここでの検討を理解してほしいということを入れ込むとすれば、政府でいいのではないかという気がするのですが。

竹内座長 政府というと、政府全体としての方針を決める場所みたいなことになって、そういう意味の提言ではない方がいいので、いろんなところが具体的に仕事をする場合の参考にしてほしいという形ですから、正面から言わないことになっている。

新村委員 2ページの2番目の「業務を引受ける民間事業者について言えば」の параグラフですけども、まだ基盤が十分整ってないと。だから、何かまだすぐはできないよというトーンがすごく強い感じがしますが、着実にかつ速やかに環境整備を進める必要があるのではないかというような、要するに、急がなくてはいけないということも必要なのかなと思いました。

竹内座長 速やかにね。そうですね、これだと「着実に」だけかということになりそうです。

新村委員 ここだけ読むと少し後ろ向きに聞こえます。環境整備ができていないからまだやらない方がいいのではないかという感じに読めました。

竹内座長 なるほど、わかりました。新村さんがおっしゃることが、ここで言っているのは、つまり環境整備が整わないうちに性急にやっては困るから、だからゆっくりやれというわけで

はない。環境整備の方も早く進めなければいけないということで、速やかにという言葉を入れた方がいいと思います。

新村委員 急いでやらなくてはいけないということにした方がいいのではないかと思います。

竹内座長 着実にかつ速やかに環境整備を必要とする。そうですね。それは入れた方がいいと思います。

ただ、ヒアリングの見解によっても何によっても、まだ民間企業間にかなり質の差があると同時に、いろんな経験を積んでいる企業といえども、必ずしもこういうことに慣れていないから、それだけまた管理コストを、まじめに仕事をしようとする管理コストは非常に高くかかるとか。逆に、管理コストをいかにげんにやると非常にいいかげんな仕事をするということがありますから、やはりもう少し準備は必要であると思います。ただ、その準備はなるべく早くやれということは、おっしゃるとおり入れておいた方がいいと思います。

土屋委員 1ページ目の真ん中あたりで、民間に委託する必要性の理由の1つとして、質の高い統計調査員を確保するのは難しいということがあるのですけれども、ここから民間に委託すれば質の高い統計調査員が確保できるという印象を受けます。ただ、実際には、民間に委託すれば質の高い統計調査員が必ずしも確保できるとは限らないと思います。

ヒアリングの結果を見ますと、質の高い統計調査員は国の調査もやっていたということがあります。民間開放すれば質の高い統計調査員が確保できるというのは違うということと、もう1つは、今までつくってきた調査員制度というのは、私は財産だと思っています。それをもうこれからは放り出して、崩壊してしまうに任せていいというような感じも受け取れるので、ここで民間開放の理由として挙げない方がいいのではないのでしょうか。

竹内座長 ここに書いた理由は、実は地方公共団体が傘下にそういうものを置いて組織してやっていくことがなかなかできなくなっているということで、むしろ逆に言えば、これまで育てられた質の高い統計調査員が、民間開放した場合でも民間の調査の中でも十分生かされる形になることが望ましいと私は思っているのですけどね。つまり、これは民間が別に独自に質の高い調査員を養成するだろうと、民間に任せればいいのだというつもりでは書いていません。

舟岡委員 そうすると、傘下に従来どおりに統計調査員を確保することがますます難しくなるということですね。

竹内座長 そうですね。従来どおりにというような言葉を入れておいた方がいいのかな。そうすると、わかりやすいかもしれませんね。土屋さんがおっしゃったように読まれる心配はな

いかな。

土屋委員 民間開放していったって、登録調査員の制度を今後どうしていくのかということと関連してくると思います。

竹内座長 それは1つの重要な問題なんですよ。

舟岡委員 本当にそうです。

竹内座長 登録調査員というものは、そういう資格を、いわば国が場合によっては第三者機関でもいいけれども、認定してそこに登録した調査員をどの会社が使ってもいいけれども、そういう調査員をなるべく使うことが望ましいというような制度をつくった方がいいのではないかと思うのですよね。ここと全く関係のない話ですが、今度、私はこの次の全国統計協会連合会会長になることになりました。実は各地方に統計協会というのがあって、そこが調査員を組織しているわけです。そういうものを今、県がまとめて、それをまた全国がまとめているわけですが、そういうもののあり方をどうするかというのは大問題です。今までは、その統計協会は国の調査をやるためにあったわけで、その統計調査員が民間調査に応じてもいいわけです。やはり登録調査員制度、国がつくった制度を民間が使ってはいけないということは全くないわけです。国が資格を認定している例は医者から教師から何からたくさんあるわけですが、民間の企業がそういう資格でもって雇うことをだれもどこも妨げないわけですから、別に登録調査員という制度をある意味で公的に1つの組織をつくって、それを民間の企業も信頼できる調査をやるときは使うということは少しも差し支えないので、そういう制度をどうつくるかというのは、これとは少し関係ないように思いますが、書いた方がいいですか。

舟岡委員 後ろの方で関係するのではないかと思います、「はじめに」に書くことかどうかはともかくとしまして、私もその点は抜けているところだなと思っていました。今回も登録調査員を使っています、使った場合には信頼性の高い結果を得られているという報告もありましたね。

登録調査員制度は、都道府県と市町村がいろんな形で助成して育て上げてきているわけです。その組織がなくなったときに、質の高い調査が可能かといふとかなり難しいだろうと思います。それを民がやるかといふと、民からのヒアリングでもありましたが、1人の調査員が複数の調査会社に何らかの形で関わるということでありまして、どこかの民間調査会社が調査員に研修したら、研修した成果をよその会社がノーコストで利用するというフリーライダーの世界が出てきますから、今の状況では、恐らく研修にまともにコストをかけないと思いますね。やはり公的にそういう基盤を何らかの形で整備するのが今後も引き続き必要だと思います。

竹内座長 それをいわば民間企業の利用にある意味では開放するという事かもしれません。

舟岡委員 今も使っている。それまではだめと言っていたわけですから。

竹内座長 その話をはじめには書かないとしても、後ろの方にはどこか入れますか。

舟岡委員 入れた方がいいだろうと思いますね。

竹内座長 最後の6で、調査員について今までの登録調査員の制度を利用して、それを民間にも流用できるような形で適切にし、そして、それについては国がある程度援助していくことは必要でしょうね。援助というのは、国が正式に認定するのではなくても、登録調査員認定制度というのを何らかの形で第三者機関でつくって、そこでやると。

新村委員 自主的な評価委員会をつくらせて、そこに補助を少しするような姿になるのかなというようなイメージですけどね。

竹内座長 例えば、資格を得るための研修みたいなことについて1つの援助をすると。

新村委員 自主講習をやらせるとかですね。

舟岡委員 現在、研修等でいろいろなところを訪問して、視察するとか、情報交流をやっていきます。そういう費用は必要でしょうね。

竹内座長 それでそれに登録した人はそれなりの資格はあるという。だからそのための組織は、最後の6で書いておいていただいてもいいのではないですか。

小川委員 パラグラフの3番目、「今後、統計業務の少なくとも一部」とあって、2行目、「地方分権が進む一方、地方自治体の行財政状況がより一層厳しくなり」とあるのですが、その後は今度高齢化の話があつたりしていますが、これは民間開放というのは、行財政状況が悪化することに対応しているのですか。

竹内座長 いえ、つまり地方財政が難しくなったことから生ずる間接的な影響に対応しなければならないことはあるのですね。つまり、例えば夕張市みたいなところでは質のいい統計はほとんど不可能に近くなりますからね。

小川委員 全体的な議論を見ると、十分コストを考えても、必ずしもコストは安くならないというのがあるのですよね。だからそれから見ると、行財政状況が一層厳しくなるといっても。

新村委員 安くなるから民間開放というロジックは、少しまずいかなという感じがします。

小川委員 という感じがしないでもないのですが。

竹内座長 地方自治体が間接的に、つまり間接費として持っていた分を地方自治体は持たなくなるわけです。だから、逆に言えば、国が余計出さなくなるということは事実だと思います。

新村委員 そもそも民間開放の哲学として、財政が苦しいから民間にやらせるよというトーンで読めることに問題点があると私も感じておりまして、やはり基本的な考え方は、民間ができることは民間がやるということで、それは決して財政が苦しいからではないと思います。

竹内座長 いや、国の財政が苦しいからということは書いていません。地方財政が苦しくなるからということではなくて、要するに、地方公共団体が専門性の高い統計職員やその傘下に質の高い統計調査員を確保していくことがますます困難であるということが主文なので、そのために、地方財政が苦しくなるのでということをつらうっかり書いてしまいました。それを書かない方がよければ書かなくてもいいです。つまり、現実には非常に難しくなりつつあると思うのですよ。

新村委員 ただ、それが財政難だけからつなげてしまうとまずいかなというような話を小川先生はおっしゃっているわけです。

小川委員 そうということです。文章的にそれが1つあってという意味で、1つあって、それで次はという感じで読んでいたのですが。

竹内座長 ところが、地方分権が進む中でとだけ書くと、何か地方分権が進んでそんなのやりたくないということを言い出すのがふえるからというようにだけとられても困るという気持ちとなんですよ。つまり、現実の地方公共団体の状況を見ていると、今新しい人がやってくれと地方公共団体に持っていったらまず絶対に引き受けてもらえないわけですよ。それはとても無理ですというわけですね。ということになってしまうわけで。だから、この間の家計消費状況調査も結局もう既に先駆けて民間開放になったのですね。なぜ、地方公共団体は拒否するかというと、やっぱり財政状況が非常に厳しくなっていること。

新村委員 例えば景気がよくなって豊かになったら民間開放しなくてよいのか、みたいにとらえられているのもおかしいなと。

竹内座長 そういふようにまでとられればそれは別ですけども。ですからそれはもう少し、どう書いていいかわかりませんが、行財政状況がと書いてあって、財政だけで書いてないと思うのですけれども、やっぱり地方公共団体としていろいろ制限が厳しくなってきたりやれなくなっているのだというのは事実だと思いますね。少々景気が回復してもなかなかすぐ戻らないと思うのですよ、現実には。人間がどんどん人も減っていきますしね。ただ、その地方公共団体の状況が、行財政ということは取ってもいいですけども、いろいろな地方公共団体の状況が厳しくなっているというのは本当で、それは相当重大なことで、放っておくと本当にそっちの方から統計がだめになる可能性というのはかなりあると思っています。

新村委員 現実的にはそうだと思うのですが、理想的には違うのではないかと、その感じがして。民間開放の理念ですよ。

竹内座長 つまり、民ができることは民にというのは、全体の原理原則はそのとおりだけ、それは、もちろん民が業として商売をやれるところを国がやっているならやめたほうがいいというのは全くそのとおりだと思うのですが、一方でやっぱり国ができなくなることは民に願うより仕方がないという面もあると思うのですよ。そういう面のことも現実にはあると思うのです。

何でもかんでも民にやらせられないことはないけど、全部民にやらせるというわけでもないと思うのです。それでは困るわけで、やはりどっちがやった方が適切かという問題があるわけで、その場合に現実には、国が今までやっていてやれたけども、だんだん国の方がやりにくくなってきたりやれなくなってくることもあったら民にお願いしなくてはならないということがかかりあるので、統計の面ではその面がかかり大きいでしょうという気がします。

この間から見てもそうです。「もう少し高くしてくれないか、本当は儲からないから」なんていって、「無理だよ」というようなことがあったんですからね。今のままでも十分儲かるから、なるべくたくさん商売やらせてくださいというのは今までは出てないわけですよ。

ですから、もう少し高くしても民に願うより仕方がないのではないかとというのが僕の認識で。仕方がないのではないかとというのは、言い方がよくないからそうは書かないつもりですけど。

川崎局長 私もちっと感想を申し上げます。

私はどちらのご意見もなるほどと思いながら伺っていながらも、非常に迷っているというのが率直なところです。1つ、確かに行財政事情が悪いから民間委託するんだというロジックは確かに私も違和感がありますが、もう一方で、地方公共団体はほとんどが今は財政事情が厳しいわけで、その中で一番に切られていくのが残念ながら実は統計組織だということが、よく言われています。そこに対応するためには何か次の手があるよねというの、これまた関係者がよく言っていることでもあります。その意味では、私は実はこれ一読したときにはあまり違和感なくずっと入ったものの、新村先生に言われてみると、確かにそのロジックも少しきつい、あるいは小川先生のロジックもそうだと思います。もう一方で竹内先生のお話からもありましたように、これだけが直接の原因だということもないし、それから、調査員の高齢化とかそういうことだけでもないので、やはり調査員の確保が難しくなったというだけで民間開放だということも、これも材料としても少し不足しているというのもわかるような気

がします。その意味では全体総じて見ますと、私はやはりこのままでいいかなというように思ったりします。

大橋委員 今回の話に関連して私の感想を言えば、地方公共団体に行財政状況により一層厳しくなっているという表現はぜひ残していただいた方がいいと思っております。

確かに、民間開放というのは、実際は別として、民間開放を規定している公共サービス改革法を読みますと、その目的というのは2つあって、やはり経費の削減と行政サービスの質的向上この2つを挙げていることは間違いありません。

だから、それから鑑みてみると、やはり民間開放というのは実際に安くなるかどうかは別として、理念、目標としては、経費の削減というのが趣旨としてあるというように思いますし、同時に、民間開放のその直接かどうかは別として、バックグラウンドとして、なぜ政府は民間開放に取り組んだかということ、それは基本的には行財政が厳しくなったから、何とかそれを打開しようというそういう意図はあったことは間違いのないだろうと思います。

そういう意味では、この表現を残すことは、私はあんまり違和感がなかったのですね。これを読んだ限りでは。

竹内座長 大橋先生にそう言っていただければ、私は、ありがたいですね。

新村委員 それだけで、ロジックをつくるために。

舟岡委員 地方分権が進む中で実査を担う地方公共団体の業務範囲は広がる一方です。要するに地方分権の進展ということで地方公共団体が担う業務というのは拡大します。一方、行財政の規模の拡大は望めずという、程度にとどめておくのでどうでしょうか。

竹内座長 やはりそういう表現をすると話が少しあいまいになりますから。

大橋委員 理屈っぽい言い方になりますね。

小川委員 その方が聞いていてロジカルですよ。多分竹内先生が説明されたのはそういうことではないかという意味でとったのですけれども。

竹内座長 ですから、地方分権が進んで、地方の業務が拡大する一方、地方公共団体の行政状況が一層厳しくなっているのと書いてもいいですけど。

舟岡委員 地方の行政規模は、人員とか予算面で増えませんが、地方分権が進む中で、その担う業務はどんどん増えていって、その結果、統計の実査にかかる業務が、今までの傾向からすると最初に削減されていってしまうというロジックもあり得るということです。

竹内座長 いや、もう少し拡大しないどころか、実は現実にはもっと地方の財政はどんどん縮小する一方だと思うのですよ。高齢化が進み、地方から人間が出てきて、実際には借金がた

くさんたまっているし。

舟岡委員 でも、税源委譲とかの話もあります。

竹内座長 いやいや、それはとてもだめですよ。絶対に縮小する一方ですよ。地方の財政規模は。

新村委員 私もやはり違って、民間開放の理念というのは決して財政危機だけじゃないと。

竹内座長 いや、だけじゃないと思います。それはそのとおり。

新村委員 やはり官の非効率、官がやることの非効率とかそういうことへの反省から、なるべく民間の能力をフルに使うことが国民経済的にいいのだという発想が一番そこにあるような気がして。統計のところですぐそれを言うわけではないんですけどね。

竹内座長 いやいや、それは統計について私はあまりそう思えないのですよね。民間に開放すれば、官が気がつかない点があって、だんだん効率的になるかもしれないとは思いますが、あり得るかもしれないと思うけど。

新村委員 ただできないから民間にやっていただく、ということだとまずいような気がします。

竹内座長 しかし、今のところは、統計は官ができないからということだと思うので、非効率だとは思いませんが。

舟岡委員 でも、行財政状況が厳しくなって、専門性が高い統計職員を確保することが困難になるわけではないのですね。

竹内座長 人員が減らされてしまうからそうなりますよ。

舟岡委員 どういうことでしょうか。

竹内座長 財政事情が厳しくなるから人員が減られるわけでしょう。最初にやるのが人員整理です。人員整理となるとまず減られるのは、今まで統計課だったところを選挙課と一緒にするとかになってしまいます。

舟岡委員 ええ、それはそうですが。

竹内座長 そうすると、だんだん職員が成立できなくなってしまうわけですよ。だから、新村さんがおっしゃるのは論理、一般論としてはそうだけど、当面、現在統計調査に伴う無駄を排除するために民間開放すべきだという書き方はできないと思うし、現実にそうではないと思っているわけですよ。

舟岡委員 でも、どうでしょうね。専任職員費は国からの予算ですよ。地方公共団体の行

財政状況とは、本来的には直接はリンクしていないはずで。

ところが、地方分権が進んで業務が増えると、統計以外の業務を統計調査がないときは兼ねている状況にあります。業務の範囲をどう線引きするかはそれほど明確ではありませんから、その線引きが統計以外の業務に舵を切られる恐れがあるということではないでしょうか。

竹内座長 切られる恐れがあるという程度ではなくて、僕は既に地方統計部局の縮小が相当進行していると思います。定員を縮小すれば、どうしたって国から1人来ているからこの分はいわば聖域であって、統計のためだけにやりますとはならないですからね。

その文章を大きくクローズアップされると、それではまずいのかなという気がだんだんしてこないでもないのですが、一番言いたいことは、現実の問題として、今のような地方の状況で統計を機動的に変えていくことは難しいと思うのです。つまり新しい統計調査をやると、古いのをやめるけど今度は新しいのをやってくれ。そうすると、地方はやめたのに新しいのをやることを嫌うわけですよ。今までやった体制を作り直さなければならぬし、勉強し直さなければならぬから。そのように統計のやり方が非常に硬直化しているわけです。そういうことを防ぐためにはやはり地方に頼むことには限度があるということが実は前提にあった認識です。

ですから、必ずしも今までと同じことができなくなるからというつもりではないのですが、今までと同じことをやっていたらよくないというのがあるわけで、その場合に、このような状況を考えると、今後統計調査を機動的に展開していくためにも、統計業務の民間開放を拡大することが必要であるというようなことを入れてもいいとは思っているくらいですよ。

新村委員 そうですね。それだったらいいかもしれませんね。

竹内座長 そうしないと、国、都道府県、市区町村があってという3段になって、その下に登録調査員を使って、それですとやるようなシステムではとても機動的に統計を変えていくということとはできない。ますますこれは今後難しくなるでしょうというのが基本的な認識なので、その説明のために地方自治体の財政について少し書いたわけですが、そこが書きすぎであれば、消したらいいのでしょうかね。

新村委員 お任せします。

川崎局長 ここはもう少し私どもも知恵を絞りますので、竹内先生とまたご相談しながら、もう一回原案をつくってみたいと思います。

竹内座長 とにかく委員の方にご理解いただきたい趣旨はそういうことです。やはり新村さんがおっしゃっている方向だけでは無理だと思います。統計のための必要性です。

それでは、最後の章のところ、これはまだきちんと文章にはなっていないということですが、そこにどういうことを入れた方がいいかということについて、皆さんご議論いただきたいと思えます。

多分、統計調査員のあり方について、統計調査員の組織とか資格そういう登録調査員制度みたいなことをどう扱うか見解を示す必要があると書いてありますけれども、やはり登録調査員制度のようなものはきちんと維持して、そうしてそれが民間がやる調査の場合にも有効に生かせるようにすべきだというようなことは書いてもいいのではないのでしょうか。

舟岡委員 ええ、そうですね。

竹内座長 発展への期待ということですが、もう1つは、民間事業者の発展を図るための施策を検討することが必要と書いたのですが、発展を図るための施策というのは、具体的にどういうことになるのでしょうかね。何かいいアイデアはないですか。

新村委員 最後のところ、モニターする機関が必要というようなことも書いてあるのですが、私は、今回試験調査を実施したことによって、民間業者がどこが不備で、どの部分ではできるといようなことがある程度わかったと思うのです。これは統計調査のスタイルによってそれぞれ違うのだらうと思うので、やはりもう少し試験調査を各調査できちんと実施することによって、民間とのコミュニケーションを図るといようなことがここでも有効かなという感じを持っております。

そして、既に課長からご報告がありましたように、今年就調と全物を既に民間開放するといつて、あれは試験調査なしで世帯調査をやるといふかなり暴挙だと私は思っているのですが、まだ少数のところですから後づけになってもいいので、やはり民間の弱点がどこにあるのか、そして、それに対して、どういう情報を提供できるのかといふようなことを知る上では、今回の個人企業経済調査をモデルにした試験調査のほうが、科学技術研究調査等のアンケートよりも実際にやった試験調査の結果の方が雄弁にものを語っているような気がいたしますので、何かそういう調査を適時、適切にどんどんやっていって、その中で民間事業者へもそれをフィードバックしていくような仕組みがとれないかなといふように思っております。

竹内座長 そうですね。つまり、今後一部民間開放が行われた場合にも、その過程において絶えず民間事業者のやり方をモニターし、かつまた民間事業者に対していろいろヒアリングなどをやってコミュニケーションを図っていくと。それによって、こちら側も改善するし、民間事業者の方にも情報を伝えると。こういうスタイルを決めたらそのとおりやりますだけではなくて、しばらくそういうことをやる必要があるといふことを何かうまく表現したい。

新村委員 今回試験調査を実施して、本体調査を、例えば今回の5つの機関に民間開放でやったら恐ろしい結果だったと思うのですよね。ただし、受託した方たちは、多分広島は受けないと思いますし、ほかは、今度だったらもっときちんとやる自信があるようなことをヒアリングでおっしゃっていたということは、やはり試験調査の実施は民間事業者にとっても情報提供という意味で非常に意味があるのではないかと思った次第でございます。何かその辺をどこかうまく書けないかというのが私の希望でございます。

小川委員 就業構造基本調査ですが、試験調査なしで実施と聞き非常に私はびっくりして少しショックを受けました。今の日本社会の中では政策的に少子高齢化で、前にも申し上げましたけど、あのデータが、女性の仕事とか家族とか出生とか、統計局が持っているデータの中で非常に有用なデータですね。あれを民間開放で少しテストしてみて、うまくいけばいいですけど、どこかで何か問題が生じてしまった場合には、時系列データが失われる恐れがあります。政策を今本当に試行的に精査しようとするならば、試験調査を実施すべきです。試験調査なしというのは非常にリスクを含んでいるので、大丈夫かなという危惧を持っています。試験調査を実施するとしても、政策的に絶対これだけは譲れないというようなプライオリティの高い分野の場合には慎重に検討し、それから試験調査をしてからやるといったことはこれから必要になってくると思います。

新村委員 私は、就調も遅くはないと思います。今、手を挙げているのは福井県だけですし、幾つもの市町村がやるかわからないので、その結果ももちろん伺うと同時にやはり予算をきちんと取って、順番にやっていくということが広めるためには重要かなと思っているのですが。決して遅くないのではないかと。

舟岡委員 私もここへ書き込むべきだとは思いますがね。基幹統計はそれぞれ調査設計の仕組みがまちまちですから、市場化テストを実施する際は個々の統計ごとに試験調査の実施等を踏まえて検討する必要があるという、そこはもうこの研究会のおおよその方向ではないかと思いますが。

竹内座長 それはどうでしょうか。試験調査をこれからも実施する必要があることは書いた方がいいですか。

舟岡委員 もし市場化テストを実施する場合はですね。

竹内座長 もちろん実施する場合に、試験調査をしてもいいのですか。

舟岡委員 それはこの研究会の検討の重要な結論ではないですか。

竹内座長 まだ試験調査が必要だというのは、絶対に重要な結論だと思いますけどね。

川崎局長 現在の就調については試験調査なしで踏み切ってしまったという経緯がありますので、このところは如何ともし難いところです。

それともう1つは、試験調査の予算というのは最近はかなり絞られてきているということもあって、決して予算要求も楽なことではないとは思っています。ただ、スピリットとしては先生方のそういうご意見は我々も大切にしたいと思っていますので、その意味では、書いていただいても差し支えないだろうと思います。

竹内座長 報告書には書いて、実現しなかったということであっても仕方がないということですかね。

新村委員 試験調査のある調査もあるわけですよね。その中に、その予算の中で一部分民間開放の試験部分も含めて、例えば、住調ですか、そういうようなことも組み込んでいけばいいのではないかというように。

舟岡委員 個別統計について市場化テストが適当であるかどうかということ判断することとは別に、民間の調査会社の間で個人企業経済調査でも質に大きなばらつきがありましたから、試験調査は事業者を選定するときの基準をさらにブラッシュアップするための情報を得るという意味も持ちます。

竹内座長 そうということです。ほかのことを調査のために試験調査する、それこそ国勢調査のあるときは莫大の予算があるから、そこから絞り出すのが一番早いかもしれないけれども、それでいいのかわかりませんが。

川崎局長 率直に申せば、試験調査の実験をしたい事項が幾つかありますので、その中に官と民の要素もそれに含めると、本当に難しくなってくるので、実験の継続も非常に難しいところがあると思います。それから、今、竹内先生がおっしゃったような国調のような場合ですと、試験調査をやること自体が今後の方向性について、ひょっとしたら本番こうやるのかなというようにことを思われます。それで国民が国勢調査は全部民間委託でやると事前に思われても困るところもあります。そういう意味でも、試験調査は我々十分やらなければいけないというスピリットはもう大切にしたいと思うのですが、どのようにやっていくかというのは、提言を受けてまた予算要求なり実際の試験調査を組むときに詰めていかせていただけたらと思っています。

竹内座長 それから、同時に試験調査もそうですけど、事後的なチェックも必要だと思っています。この間の例えば広島は、非常に成績がよくないということがわかったわけですが、あの結果では推定値にどの程度影響があったのでしょうか。

川崎局長 そこはまだですね。むしろその意味では、もし今度の就業構造で出てくれば、そういうようなところもこれから分析対象かもしれないと思います。いい結果が出れば一番いいですし、もし、悪い結果が出たとしても少し推計の仕方なんかも工夫しなければいけないと思います。

竹内座長 そうなんですね。やっぱり事後的にフォローアップということですか。

舟岡委員 全体を通して固有名詞で企業名称が出ていますが、これは構わないのですか。

事務局 その点を最終的にまた別途調整したいと思います。

舟岡委員 不名誉な記述もありますからね。

事務局 隠す情報ではなく、ただ、出し方その他で誤解を招くとまずいものですから、またご相談させてください。

田口課長 内部でもそういう議論が出ておりますけれども、今この場ではオープンにしております。全部明らかにしておいた方が議論しやすいかと。

竹内座長 我々が議論するときにはね。

舟岡委員 報告書とは別にということですか。

竹内座長 最後の報告書はA社B社とかでいいんですけどね。

小川委員 この委員会ですと今まで出てきたのは、サプライサイドが弱い。10社ぐらいしかメジャーな会社がない。私の記憶だと、民間活力を使うという言葉と同時に育成という言葉が何回も出てきました。育成というのを、具体的に、今後の民間事業者の発展への期待ということ、先生は先ほど適格な企業の参入とおっしゃったけれども、具体的に育成というのはどのようにお考えになっているのかと。要するにフリーエントリーで競争した場合に、寡占状態になる恐れがあります。

育成する、つまり本当はベースを広げたいわけですが、その育成という問題をもう少し、どうしたら育成されるのかということもある程度この委員会で考えていく必要がある。私自身は、どうやったら育成できるか考えがつかないのですが。

竹内座長 小川さんのおっしゃることは非常にジレンマがあるわけですね。つまり、当面ある程度信頼できるところだけやろうとなると、もう既にでき上がっている企業しか相手にできない。ところが、それをずっとやっていると今度はほかの企業が育ってくる余地がなくなって、そこがもう一種の独占・寡占状態になる。悪い言葉を使えば、一種のなれ合い状況になって、ほかの企業が育たないということになる。しかし、とっていきなり開放して、業務遂行能力のない企業が入ってくるので、危なくてしょうがないということもあります。そのジレン

マはどうしたらいいのでしょうか。それは小川さんのおっしゃるように難しい問題ですね。どうのようにしたらいいですかね。

小川委員 この委員会で、育成という言葉は何回も出てきたのですが。

竹内座長 その育成という言葉は誤解を招くということでやめたわけですけどね。

小川委員 そこはどうのようにするか。先生が先ほどおっしゃった、適格な企業が参入することを期待しながら、とかいうことを。

竹内座長 期待できるような状況をどのようにやって作り出すか。

小川委員 そうです。どうするのかなと思いました。

竹内座長 ですから、そこに民間事業者の発展を図るための施策を検討する必要があると書いてあるのですが、どうやったらできるのでしょうかということですね。

新村委員 マーケットをつくることと、情報を提供することぐらいしかないですよ、直接的にできることは。マーケットができるということは民間開放を進めると、以前、大橋先生がおっしゃったことで、マーケットがなければ参入しようがないわけですけどね。その参入に当たっての基準というのを透明にして、しかも、何が具備すべき条件であるかということを確認にすることですよ。そして、実際に調査で陥りやすいポイントをどんどん提供して行って、民間事業者に、こういうのは気をつけてくださいよと言っていくぐらいしかないですかね。補助金はないですよ。

川崎局長 それはないです。

竹内座長 補助金は無理にしても、調査員のネットワークを駆使することについて、間接的に指示する必要があるとは思いますが。

新村委員 調査員ネットワークを社会インフラとして共有できたら、それはいいかもしれませんがね。各地で自主的に組織させて、それに各企業がアクセスできるようにするというぐらいで、おそらく官がそれを使えというわけにはいかないですよ。

竹内座長 今地方ごとにできている登録調査員の会もあれは自主的な組織であって、協議会であって、上が組織したわけではないけれども、それでも県がいろいろとサポートしているわけですよ。

新村委員 おそらく、情報として、そういう組織がありますよ、ということを提供するようなことになるのですかね。

竹内座長 そういう何らかのサポートもある程度してもいいと思います。

新村委員 自主的な集まりのほうにはですね。

竹内座長 自主的な会の方をサポートすると。

新村委員 そうですね。それは研修や何かという意味では先ほどおっしゃったとおりですね。

竹内座長 その研修した人には一種の修了証みたいなものを出すというようなことです。一番望ましい形は登録調査員たちが自主的に会をつくって、そのメンバーであるということはその資格、修了証を持っていることであると。そのメンバーになるためには、例えば研修を受けなければいけない、というようなことを決めていただいて。時には、研修についてはサポートするというようなことでうまくいけばいいのですね。

新村委員 それを使うことをマストにするわけにはいかないですね。

竹内座長 今度は入札のときに、どういう形で調査員を集めますかというときに、そういう登録調査員の資格のある人を全部そろえますというようなことになれば、それはやはり入札のときの企業側の1つの資格になると思います。

舟岡委員 以前に研究会で、本当に調査がきちんと実施されないと困るという話がありました。そのための何らかの危機管理が必要だろうと思うのですが、そこを記述しておかなくていいのでしょうか。

具体的には、調査員をきちんと確保しているかどうかについてモニターした結果の報告を受けて、調査実施の直前になっても調査員が十分確保できないということになりますと、質が低下したり調査そのものに穴が空いたりする。そのときには何らかのそれに代わる措置が必要でして、それは現行の予算制度ではできないわけですね。緊急避難的に何らかの予算的な手当てが必要であるとか、少なくとも研究会の意見だったらそれぐらい書いてもいいのではないかと思います。調査に穴が空きましたから、ペナルティー、罰金をもらいますということでは済まされないとします。

竹内座長 それはそうですね。

舟岡委員 そこについて触れなくていいのでしょうか。

竹内座長 その触れ方は難しいです。それは災害みたいなものに近いですからね。

舟岡委員 それはやはり危機管理でしょう。

竹内座長 だから、災害に対する危機管理というのはあるけれども、それは予備費か何かで賄うわけではない。初めから統計調査のためのというので、そういうのをとっておくのは難しいのではないかなと。

舟岡委員 予備費にしてもですね。

新村委員 受託事業は、責任は一応地方にあるわけですね。地方公共団体が統計を、それ

を民間に委託するかどうかなので、そのリスクヘッジも地方公共団体がおやりになるということですよ。

川崎局長 そうですね。

竹内座長 今、国がやっている調査だと、登録調査員がどうしても間に合わなければ県の職員なりがやるわけですね。だから、そういうことで間に合わせるけど、今、民間委託をやって、民間の方が、さあどうなる。まともに仕事をしなくなったら、どうするかというと、当面はやっぱり県の責任ですよ。

新村委員 県の職員を動員しておやりになるとか。そこは。

川崎局長 事業者を管理する責任が発生するということはもちろんありますね。

舟岡委員 そこについていきますと、地方公共団体にとっての意義は8ページに書かれたようなことがないから、就調でも手を挙げるところがなかったのだらうと思います。3つ書かれているのですが、これは本当にそうなのでしょうか。

竹内座長 やはりそれは危機的以外のときにはいいでしょう、回復されるでしょう。

舟岡委員 しかし、登録調査員制度の維持は必要であって、その関係が抜け落ちています。

竹内座長 登録調査員制度というと、事実上県がやってもらっていると。

舟岡委員 やっていますからね。

それから、管理する業務が軽減され、「実施に係る職員の業務内容の効率化を図る手段として活用できる」ということですが、これは、むしろ専門性を欠くことになるのではないかと。

それから、「中長期的に、組織・業務の効率化に資すると考えられる」とか「当該地域における独自の統計調査の一層の推進・発展にも資する」というのは、地方分権の観点から言うと、国がそのようなことについて触れるのは地方分権の趣旨に反して、おせっかいだということになりませんか。

竹内座長 いやいや、それは地方分権のために必要な独自の統計調査をやるためにということですよ。

舟岡委員 むしろ、地方公共団体にとっての意義と私が考えるのは、民間が調査を受託して行う際いろんなノウハウを用いますが、そのノウハウを地方公共団体も共有し得るという点です。ここで書かれた点が本当に地方公共団体にとっての意義かということ、私は大変疑問に思います。

これは事前に意見でも出しておいたのですが、全く取り入れられていません。

事務局 時間がなかったものですから、今後検討したいと思います。

小川委員 私は、この意義として3つ挙げているすべて妥当だと思う。特に1が自治体にとってメリットですね。民間にやらせることによって、自分たちが仕事をやらなくてもよくなるわけですから、あるいは減るわけですから、仕事が。そういう意味では、新しいものができるわけですから。

竹内座長 いや、私はそれは違いました。

小川委員 そういう意味で、非常にこの1は強調すべきだと思っております。

舟岡委員 今般統計法制度の改革があったけれども、抜けているのが、専門性を向上させる仕組みを何らかの形で図らなければいけない点です。特に、地方において統計専門職員の任期が短くなったりその職務が兼務であって、専門性が著しく落ちてきていることが指摘されています。

今回、民間委託が進んでいきますと、手配とか事務管理とか民間とのいろいろなやりとりが中心になって、例えば調査員を指導するとか、統計の実査において今まで果たしてきた役割を担わなくなると、統計についての全く門外漢ばかりが地方で統計業務を担うことになります。

他方、国勢調査や今後行われる経済センサスのような大規模な調査だけに限らず、地方、都道府県・市町村が必ず絡まなければ実施できない調査があります。そこで、今までよりも専門性が低下したままで担当するとなると、最も重要な基幹的な統計調査の精度が落ちることが一番懸念されます。

大橋委員 先生のおっしゃっている専門性が低下するというのは、例えば10の調査をやってくれと。そのうち2つを民間に任せて、もう8つしかやらないと。そうすると、この2つの部分については確かに自治体の職員が関与しなくなりますから、専門性が低下するという可能性はあるかもしれませんが、私の理解では、この2つをやめる代わりに今度新しく必要になってきている調査2つをやると。だから、トータルとしては変わらない。その意味では専門性は低下しないですよ。

舟岡委員 そういうことであれば良いのですが。

竹内座長 現実にはそういうことは無理だと思うけれども、私は、専門性がある職員が基幹部分に残ることは必要だけれども、地方公共団体は現実にやはり毎回の調査に常に専門職員を張りつけておかななくてはならないような状況はもう無理だと思います。だから、5年に一度の国勢調査とか大規模調査のための経験を持った人はいなければ困るけれども、地方公共団体が毎年のいろんな調査を逐一指導するような専門職員を確保するのがだんだん難しくなると思います。ただ、依然として、幹部で統計に詳しい方は必要ですよ。そういう方はいないと困り

ます。統計をわかる人はだれもいません。知事以下全部素人ですというのでは、国勢調査を頼んでもできなくなりますから。統計のわかる幹部はいてもらう必要があるけれども、実際の現場を指揮するような人まで各都道府県あるいは市区町村がそろえておくというのは今後無理だと思っています。新村委員、むしろ実態として無理になってきているということですかね。

舟岡委員 それは、多少先ほどの議論と矛盾してしまっていて、登録調査員制度を統計作成の基盤として何らかの形で維持し、そしてそれを発展させていく必要があるということをおっしゃっていましたよね。それはだれがやるのですか。国が行うことはできないですね。足腰のあるのは都道府県・市町村でしょう。

竹内座長 しかし、都道府県が何らかの形でやるにしても、その育成まで全部都道府県に任せることは難しいと思いますよ。

舟岡委員 それを国が担うとは到底考えられないのですが。

竹内座長 だから、国が担うか担わないかは別として、何らかの形でそこで国は援助する必要があると思いますよ。

舟岡委員 何らかとは金だけですか。金では解決できませんよ。やはりナレッジマネジメントは非常に重要な要素ですから。

竹内座長 だけど、そのマネジメントは、県単位でやる必要は必ずしもないと思います。統計調査員であるなら。

川崎局長 どちらのご意見も真実だとは思いますが、ここの 1 番目の趣旨は、どちらかという専門的な業務を委託するとかいうよりも、かなり事務的にもむしろ民間の事務処理の効率性みたいなものも視野に入れてやっていこうという趣旨であると思います。舟岡先生のおっしゃっている地方にとっての統計のあり方を管理するとか方向性をつけるようなことまでをやるということでは必ずしもないので、むしろ民間委託によっての効率性ということを理念的には言っているのだと思います。

舟岡委員 統計調査員の指導が一番重要な要素だと思いますがね。

川崎局長 指導は確かに微妙かもしれません。例えば、調査票の交付とか報酬を出すとか説明会とか、全部が全部本当に地方の統計の専門職員でなければできないかということ、必ずしもそうではない部分もあるので、通常の事務負担を軽減することで、県の職員が少しでも高度なところに特化できないかという理念的なものもこの気持ちの中には入っていると思います。いろいろお考えはあろうかと思うのですが、あまり全文を否定すると民間開放というものも、自前でやるのがベストだということになってしまうので難しいのかなと思うところです。

竹内座長 2つ目は少し抽象的すぎるから省いてもいいような気がします。何が組織上の効率化になるかというようなことを言われると困るので。ただ、独自の統計調査に使えるのではないかという話と、それから、民間の方のノウハウの発表、またフィードバックすることもできるのではないかということを舟岡さんがおっしゃった、それはつけ加えていただいた方がいいと思います。1もあった方がいい。というのは、やはりそうでなければ、実際、民間開放した上に地方公共団体の業務が減らないのでは何のことやらわからんと言われてしまう可能性があると思うのですよね。

川崎局長 多分、舟岡先生のご指摘を踏まえれば、もう少し専門的なことをきちんとやってほしいとか、アウトソーシングしたからといって、全く管理しなくていいということではなくて、いろんなリスクも考えて、よくウォッチしておかなきゃいかんとか、そういう要素は残ります。

舟岡委員 本当に軽減になるのかなという気がします。

川崎局長 すみません。お時間が少し押しています。今のポイントでいく方向でよろしいですか。

竹内座長 ええ。舟岡さんの話は入れていただいた方がいいと思います。

ほかに何かありますか。とにかく長期的に、どうやって育成するか、養成するか、発展を図るために何をするかというのは結構難しいことです。

大橋委員 その点について私はこう考えます。民間事業者の発展のためにはいろいろな方法があると思います。例えば、民間事業者の財政基盤を強化するために、国が何らかの支援をするというのも1つの政策として理念としてはあり得るわけです。現実はそのようなことは無理だと思えますけど。

結局、適切な統計調査を実施するために民間事業者の基盤というか発展を促すための方策というのは突き詰めていくと、民間事業者に採用されるというか、優秀なスタッフをいかに確保するか、それについて政府というか公的の方がどういう支援をするかということに尽きるのだらうと思います。だから、そうなると、もう少し別の言葉で言えば、そういう優秀な調査スタッフというものの確保と訓練、この2つだと思うのです。それについて、政府というか統計局というか、が支援をできるかどうか、これについていろいろ議論をしてまとめていけばいいと思っているところです。

竹内座長 それで多分統計調査員のところは今の登録調査員について何らかの点でサポートするということがあったのですが、もう少し調査を企画したり、現実に管理したりする民間に

おける専門家の教育、研修を国がやれるのかどうかという問題もあるわけですよね。今、地方公共団体も研修をやっているわけでしょう。もしだんだん調査員がいらなくなって、その代わりに民間で必要になってきたら、民間が調査員を養成するための研修ということで、例えばこの統計研修所を利用できるのでしょうか。それで、卒業した人には統計研修のコースを卒業したということを実証するという修了証書を出すという。

川崎局長 現物による民間に対する補助ということになってくるのかもしれませんが、そこにはわかに結論が出せないの、今後また、この6章は引き続き検討する課題というようなことで、そういったことも視野に入れて残していくということで整理させていただいたと思います。

竹内座長 検討する課題としては研修や教育について国が何らかの形で関与できるかどうか。例えば、国が研修をしてあげれば民間企業から研修料をとってもいいわけですよ。

新村委員 研修料をとれるんですかね。

川崎局長 今までの仕組みだとそうになってないですね。

新村委員 でも、独法はいろんなところで有料のセミナーを最近始めていますね。

川崎局長 ただ、設置規定上も国及び地方公共団体の職員というように限定がかかっていますので、そこを変えないとだめですね。

新村委員 もちろんそれは変えないとだめですよ。統計センターはどうですか。

川崎局長 統計センターは、今のところ所掌事務には明示的に入ってないですね。そこは変えないといけません。

新村委員 でも、独法ですから、比較的楽かもしれませんね。

川崎局長 やるとしたらそうですね。今は、独法は業務追加のようなことはなかなか認めていただきにくい環境があるので、理屈で言うほど簡単ではないかもしれません。

竹内座長 でも、そういうことも検討すべき課題として入れておくことは一応可能ですね。やはり検討すべきだと思いますね。

新村委員 何か民間資格みたいなものができてもいいのかもしれませんがね。要するにマーケットが広がり、資格のようなものができてくれば、それを持った人がいることを必置条件にしていけるけれども、マーケットが小さい今ではそんな資格制度ができるような雰囲気ではないですね。

竹内座長 資格制度を民間がつくるほどはマーケットもないから。

新村委員 はい。今のところはだめですよ。

川崎局長 たしか今は社会調査士とか何かそういう資格を市場調査か何かの団体がつくっていますね。まだどれだけ動いているのかよくわかりませんが。

舟岡委員 あれは学会が主体になっています。

川崎局長 学会でしたか。失礼しました。

竹内座長 他に何かありますか。

舟岡委員 国直轄の郵送調査の民間開放において科学技術研究調査では、民間の事業者の名前で調査票が各客体に送付されるのですか。

飯島課長 調査票そのものは総務省統計局の名前で。

舟岡委員 総務省統計局になるのですね。

飯島課長 今回は、返送先も統計局。

舟岡委員 そういう形の方が良いと思います。

新村委員 そうすると、民間は何をするんだって感じがありませんか。

飯島課長 今回民間がやるのは発送、電話照会の対応と督促業務です。

舟岡委員 名目的には業務の部分的な民間委託だけれども、実質的に実査業務を包括的に民間委託しているという認識でよろしいでしょうか、これは大橋先生にお伺いしたいのですが。

大橋委員 よろしいんじゃないでしょうかね。

川崎局長 個別企業の情報の管理の問題ですね。

竹内座長 それでは、まだ、「6章において記述すべきと考えられる事項について」というのは皆さんのご意見を十分まとめるだけの時間がなかったので、いろいろ今ご意見があったので、もう一度整理していただいでですね。これ最終報告書はいつまでにまとめるのですか。

川崎局長 目標としては、実は年度内で次回30日にとっているのですが、まだ、ご覧いただいで、もう1回ぐらいご議論が出てくるかもしれませんので、その場合にはもう1回延長の会をお願いするか、あるいは、もし、書面だけのやりとりで済むようでしたらその場の感じでそうさせていただけたらと思っております。

竹内座長 それでは、次回にできたらまとめたいので、ご意見があったらなるべく早めに出していただいで、それを30日までにまとめられるようにしたいと思います。

川崎局長 申しわけございません。本当にお忙しいところ、よろしく願います。

竹内座長 最後になってから、やはりここが気に入らないんだけどと言われると困りますから、なるべく願います。

今日はこの辺で終わらせていただいでいただきます。

川崎局長 次回は今度30日、来週の金曜日の10時からということですのでよろしくお願いいたします。

場所は、6階の特別会議室です。先ほど申しましたが、ご意見の方は恐縮ですが今週中に事務局の方に頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

来年度のことについては、また次回以降もご相談させていただきたいと思いますが、何らかの形でこのようなお知恵をいただく場を引き続き設けさせていただければと思っておりますので、先生方お忙しいことと思いますが、またその当たりご都合等をお伺いしながらご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

竹内座長 では、研究会を終了いたします。